

授業科目名	【Gカリキュラム】 英米法Ⅱ ※本年度は開講せず 【EFカリキュラム】 英米法Ⅱ	選択	開講年次	【G】3 【EF】3	単位数	【G】2 【EF】2
科目区分	専門科目：【G】教科及び教科の指導法に関する科目（-・-・-・-・-）／【EF】教科及び教科の指導法に関する科目（-・-・-・-）					
担当形態	単独	【G】教員の免許状取得のための（-・-・-・-）科目 【EF】教員の免許状取得のための（-・-・-・-）科目				
施行規則に定める科目区分又は事項等						
サブタイトル	統治行為および司法制度	担当者	吉田 一雄			
授業概要	<p>【概要】 英米法とは、比較法上、大陸法または社会主義法と対置される法制度の呼称である。英米法Ⅱでは、法制度比較に根本としての、統治行為(憲法)及び司法制度を取り上げて、比較法の手法により、日本の法制度に関する一層の理解を図ることを目的とする。</p> <p>【到達目標】 日本とは異なる法制度の学修を通じて、それと対照をなすものとしての日本法をよりよく理解できることを目標とする。訴訟法をはじめとして必ずしも日本の法分野でも学修していない事項に関する言及も多くなると予想されるので、概要を把握する好機として取り組むことが期待される。</p>					
履修条件	なし					
教科書・参考書	<p>【教科書】 『英米法序説』矢頭敏也編著（敬文堂）（但し、絶版）、英米法に関するいずれかの教科書を用意すること。</p> <p>【参考書】 日本法に関する法学の教科書(各自任意)</p>					
授業回数	授業内容					
1	英米法Ⅰの復習（１）（英米法とは何か） 予習：英米法Ⅰの内容復習		復習：英米法Ⅰ未履修者はシラバス記載の該当箇所			
2	英米法Ⅰの復習（２）（判例法主義とは何か） 予習：英米法Ⅰの内容復習		復習：英米法Ⅰ未履修者はシラバス記載の該当箇所			
3	憲法の構造(統治と人権) 予習：我が国の憲法について該当箇所を理解すること		復習：我が国の制度との違いを理解すること			
4	権力分立と三権分立 予習：三権分立の抑制と均衡6項目について理解すること		復習：我が国の制度との違いを理解すること			
5	裁判所の構成 予習：我が国の司法制度を確認すること		復習：我が国の制度との違いを理解すること			
6	三審制と上訴制度 予習：我が国の司法制度を理解すること		復習：我が国の制度との違いを理解すること			
7	陪審制 予習：教科書第6章		復習：11月末日レポート準備			
8	裁判管轄と法域 予習：教科書第6章		復習：我が国の制度との違いを理解すること			
9	刑事訴訟制度 予習：教科書第6章		復習：我が国の制度との違いを理解すること			
10	おとり捜査と司法取引 予習：教科書第6章		復習：我が国の制度との違いを理解すること			
11	法曹養成システム 予習：教科書第5章		復習：我が国の制度との違いを理解すること			
12	英米法と大陸法それぞれの裁判官の役割 予習：教科書の索引から該当箇所を参照すること		復習：我が国の制度との違いを理解すること			
13	法改革 予習：教科書第7章		復習：我が国の制度との違いを理解すること			
14	理解度確認(授業内確認テスト) 予習：試験準備		復習：疑問点の確認			
15	総まとめと理解度確認講評 予習：疑問点の確認		復習：自己採点			
評価方法	シラバスのいずれかの内容についてのレポート1本（配点50点、11月末日締め切り）、および理解度確認テスト（配点50点）のみを評価対象とする。					
評価基準	英米法と日本法の司法制度が異なることを理解している水準を「C」、英米法における司法手続きの概要を理解している水準を「B」、具体的な法域ごとに調査できる水準を「A」、レポートと確認テストが高水準である場合を「S」とし、日本法との差異が理解できていない水準を「D」、全くの無理解を「E」とする。また、レポートおよび確認テストが提出されない場合には「F」。					
その他	英米法固有の問題を扱うほか、比較法の目的のため、日本法について相当量言及がある。また、学習効果を高めるため、学習環境改善のための内容を盛り込むことがある。 ※G刈：法【-】球【-】情【-】／EF刈：法【-】球【-】経【-】					